

社団法人日野市勤労者福祉サービスセンター会員に関する規則

(平成16年12月7日制定)

(目的)

第1条 この規則は、社団法人日野市勤労者福祉サービスセンター定款第5条第4項の規定に基づき、社団法人日野市勤労者福祉サービスセンター(以下「センター」という。)の会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 常時雇用する従業員数が、300人以下の事業所又は団体をいう。
- (2) 事業所 国や東京都が行う「事業所・企業統計調査」の調査の単位としている「事業所」をいう。
- (3) 構成員 会費納入の対象者である事業者の事業主及び団体の代表者並びにそこに勤務する勤労者をいう。
- (4) 利用会員 構成員及び個人会員をいう。

(一号会員及び二号会員の基準日)

第3条 一号会員及び二号会員の種別は、総会開催日の属する月の前月末日を基準日とする。

(入会資格)

第4条 センターに入会できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日野市(以下「市」という。)内の中小企業等
- (2) 市内に居住し、市外の中小企業等に勤務する勤労者(但し、当該市外にセンターと同様な組織がない場合に限る)
- (3) その他理事長が適当と認めた団体又は個人

(入会資格の制限)

第5条 次の各号の一に該当する者は、会員となることができない。

- (1) 6カ月以内の期間を定めて雇用されている者
- (2) 季節的業務に雇用されている者
- (3) 入会時に14日以上休業、安静加療している者又は、14日以上休業、安静加療を要すると診断されている者
- (4) その他理事長が適当でないと認めた者

(入会手続き)

第6条 センターに入会しようとする者は、入会申込書に関係書類を添えて、理事長に提出し承認を得なければならない。

- 2 既に入会している会員は、構成員を追加して加入するときには、当該構成員の氏名、生年月日、住所等の指定する事項を所定の手続きにより理事長に提出し、承認を得なければならない。

- 3 理事長は、入会を承認したときは、利用会員に利用会員証（以下「メンバーズ・カード」という。）を交付するものとする。

（入会金及び会費）

第7条 入会金及び会費（以下「会費等」という。）の額は、次のとおりとする。

- (1) 入会金 1人 500円
 - (2) 会費 1人 月額 500円
- 2 既に納入した入会金は、返納しない。

（会費等の納期限）

第8条 会費等の納期限は、次によるものとする。

納期	対象月			納期限	備考
第1期	4月	5月	6月	4月23日	納期限が金融機関の休日にあたる時は翌営業日とする。 また、口座振替による振替日もまた同様の扱いとする。
第2期	7月	8月	9月	7月23日	
第3期	10月	11月	12月	10月23日	
第4期	1月	2月	3月	1月23日	

（会費の納入方法）

第8条の2 会費の納入方法は、前条に定める方法により3ヶ月に1回前納するものとし、利用会員が指定する金融機関の預貯金等口座から口座振替の方法により納入するものとする。

- 2 入会金は、入会申込時に納入する。
- 3 会費は、入会した月の翌月分から納入する。
- 4 既に納入した会費等は、返還しない。ただし、前納した会費はこの限りでない。
- 5 口座振替により納入された会費の領収書の発行は、省略するものとする。

（会費の精算）

第9条 利用会員に異動が生じ、その旨の届出を受け承認した場合は、先払いされた会費のうち退会届の提出された日の属する月の翌月以降の会費に相当する額については、返還することができる。

（退会届）

第10条 利用会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、メンバーズ・カードを添えて理事長に退会届を提出しなければならない。

- (1) 利用会員がその資格を失ったとき。
- (2) 前号以外の理由により退会又は同等の状況になったとき。
- (3) 利用会員をやめようとするとき。

（資格の喪失）

第11条 利用会員の資格喪失の日は、退会届を月の末日までに提出した場合には、その日の属する月の末日とする。

(変更届)

第 12 条 利用会員は、入会時に届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに理事長に変更届を提出しなければならない。

(受益の制限)

第 13 条 理事長は、利用会員が会費の納入を怠ったときは、利用会員の受益の一部又は全部を制限することができる。

2 利用会員が、センターの運営に支障するような事態を生じさせたときは、理事長は理事会の承認を受け当該利用会員の受益の全部または一部を制限することができる。

(委 任)

第 14 条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 8 条第 1 項の規定は、平成 17 年 3 月 1 日から適用する。

付 則

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。